

## 公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成30年5月16日

奈良県教育委員会事務局  
教育次長 塩見 浩之

### 1. 業務委託概要

- (1) 業務委託名  
平成30年度 3D計測による仏像データ保存活用事業業務委託
- (2) 業務委託場所  
奈良県内（計測対象として選定された仏像の所在地）
- (3) 業務委託期間  
契約締結日から平成31年3月29日（金）まで
- (4) 業務委託内容  
別添の仕様書を参照
- (5) 業務委託料  
7,992,151円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

### 2. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中ではないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中ではないこと。
- (4) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
- (5) 過去に仏像の3D計測および解析、図化を行った実績があり、「調査責任者」として「仏像」を専門とする教員または研究者がいること。（正規に限る）  
また「調査員」として、「仏像」を専門に学んだ大学院修士以上もしくは同等の研究歴を有するものを調査期間の全般にわたり2名以上確保できること。  
(非正規でも可)

### 3. 手続き等

#### (1) 担当部局（お問合せ先）

〒630-8502 奈良市登大路町30番地（奈良県庁舎東棟2階）

奈良県教育委員会事務局 文化財保存課・総務企画係

【TEL】0742-27-9864（ダイヤルイン）

【FAX】0742-27-5386

【E-mail】bunkaz@office.pref.nara.lg.jp

#### (2) 仕様書等の交付期間、交付場所等

##### ① 交付期間

平成30年5月16日（水）～平成30年5月28日（月）

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで。）

##### ② 交付場所

3.（1）の担当部局に同じ。

##### ③ 交付資料

- ・仕様書
- ・参加申込書類（様式1、様式2）
- ・質問票（様式3）
- ・提案書類（様式4、様式5、様式6、様式7）
- ・提案者評価基準

※なお、本様式は文化財保存課ホームページからもダウンロードできます。

#### (3) 参加申込書類の提出

##### ① 提出期間

平成30年5月16日（水）～平成30年5月28日（月）

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで。）

##### ② 提出先

3.（1）の担当部局に同じ。

##### ③ 提出書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・資格調書（様式2）

##### ④ 提出方法

持参または郵送により提出してください。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成30年5月28日（月）午後4時までに到着したものに限り受理します。

##### ⑤ 提出部数

1部（写しを各1部提出してください。）

#### (4) 提案書提出依頼者の選定

提出された参加申込書類の内容について審査し、不適当な場合は非選定の

通知を行います。

(5) 質問及び回答

①受付期間

平成30年5月16日(水)～5月28日(月)

②提出先

3.(1)の担当部局に同じ。

③質問方法

別紙「質問票(様式3)」に質問内容を記入し、担当部局あて事前連絡の上、FAXまたは電子メールにて送付してください。(審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受付ません。)

④回答

上記の受付期間内に受理した質問内容をすべてとりまとめ、平成30年5月31日(木)までに、提案書提出依頼者あてFAXまたは電子メールにて回答します。

(6) 提案書の提出

①提出期間

平成30年5月29日(火)から平成30年6月6日(水)

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで。)

②提出先

3.(1)の担当部局に同じ。

③提出書類

- ・提案書表紙(様式4)
- ・提案書①、②(様式5)
- ・提案者実施体制(様式6)
- ・見積書(様式7)

④提出方法

持参または郵送により提出してください。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成30年6月6日(水)午後5時までに到着したものに限り受理します。

⑤提出部数

各1部

⑥留意事項

- ・提案書表紙には、代表者の押印が必要です。
- ・本プロポーザルの審査は、提案者名を伏せて行う予定のため、提案書表紙以外の提出書類については、提案者名を記載しないでください。提案者を特定できるロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とします。
- ・用紙の規格は、A4版・左綴じとします。なお、提案書①を1ペー

ジ目とし、各ページに通し番号を振ってください。

#### (7) 審査結果

奈良県は、別紙の「提案者評価基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した提案者を最優秀提案者として選定します。

### 4. 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下、同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下、同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」といいます。））第2条第6号に規定する暴力団をいいます。以下、同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下、同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）にあたって、その相手方が(1) から(5) までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等にあたって、(1) から(5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、それに従わなかったとき。

### 5. 契約の解除

契約締結後、契約者について4の(1) から(7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、4の(1)、(3)、(4)及び(5)中の「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 6. その他

- (1) 別紙の「提案者評価基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した提案者を最優秀提案者として選定の上、契約を締結します。
- (2) 契約書及び仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の遂行上、当然に必要な事項については、本県の要請に応じて受託者が誠実に対応するものとします。
- (3) 契約保証金は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条の定めるところによるものとします。
- (4) 参加者及び提案者には、必要に応じ、追加資料の提出等を求める場合があります。
- (5) 提案書等の作成及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 参加申込書及び提案書の作成、それらの提出に要した費用は、各事業者の負担とします。
- (7) 提出された全ての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (8) 提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、提出者に無断で公開することはありません。
- (9) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- (10) 提案者等の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めません。
- (11) 提案書の提出者が1者であった場合、評価基準による得点が6割を超え、かつ審査委員会で認められたものについては、当該提案者を最優秀提案者として選定することがあります。
- (12) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令、並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県契約規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。

## 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。